

表1 福祉計画における住民参加の方法

福祉計画策定委員	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会のメンバーとして参加することで、当事者・住民の立場から計画内容を検討する。 ・当事者団体や地域の組織からの代表者として選出される方法と、公募委員として参加する方法がある。
アンケート調査	<p>計画策定において、当事者や住民にアンケート調査を行う場合に調査に回答することで参加する。調査結果を計画に反映させることができる。</p>
地域懇談会	<p>地域の課題や特徴について主催者や地域住民同士が語り合ったり、意見交換を行う。</p>
ワークショップ	<p>ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に参加者全員により運営される形態のこと。テーマについて参加者が主体となり、討論やグループ作業を行いながら、学びを創造したり、問題解決を図っていく。</p>
パブリックコメント	<p>行政が福祉計画の素案を事前に公表し、その素案に対して地域住民から広く意見を募る。</p>
その他	<p>公募している計画のスローガンやイラストなどへの応募や計画に関連している住民福祉活動などを紹介するなど</p>

表2 主な福祉計画

	根拠法	策定義務	他の計画との関係
都道府県地域福祉支援計画	社会福祉法	努力義務	他の計画の「上位計画」として位置づけられている。
市町村地域福祉計画		努力義務	
都道府県老人福祉計画	老人福祉法	義務	・介護保険事業（支援）計画と一体 ・地域福祉（支援）計画と調和
市町村老人福祉計画		義務	
介護保険事業計画	介護保険法	義務	・老人福祉計画と一体 ・地域福祉（支援）計画と調和
介護保険事業支援計画		義務	
都道府県障害者計画	障害者基本法	義務	特に定められていない。
市町村障害者計画		義務	
都道府県障害福祉計画	障害者総合支援法	義務	・障害者計画と調和 ・地域福祉（支援）計画と調和
市町村障害福祉計画		義務	
都道府県障害児福祉計画	児童福祉法	義務	・障害福祉計画と一体 ・障害者計画と調和 ・地域福祉（支援）計画と調和
市町村障害児福祉計画		義務	
都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法	任意	特に定められていない。
市町村行動計画		任意	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	義務	・地域福祉（支援）計画と調和
子ども・子育て支援事業支援計画		義務	

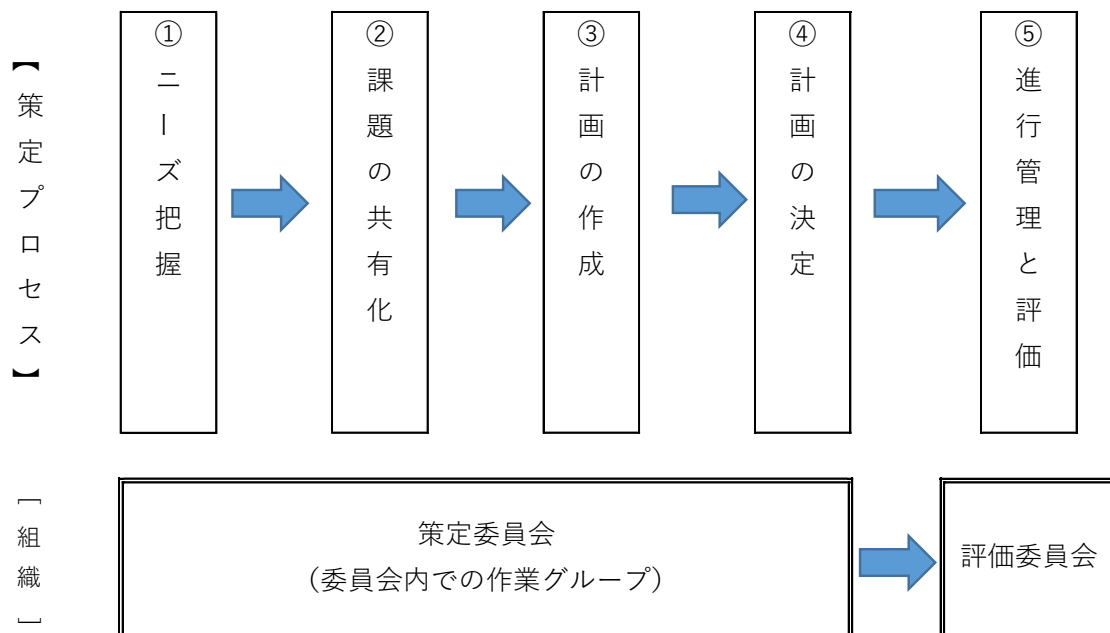


図2 福祉計画の策定プロセス (筆者作成)

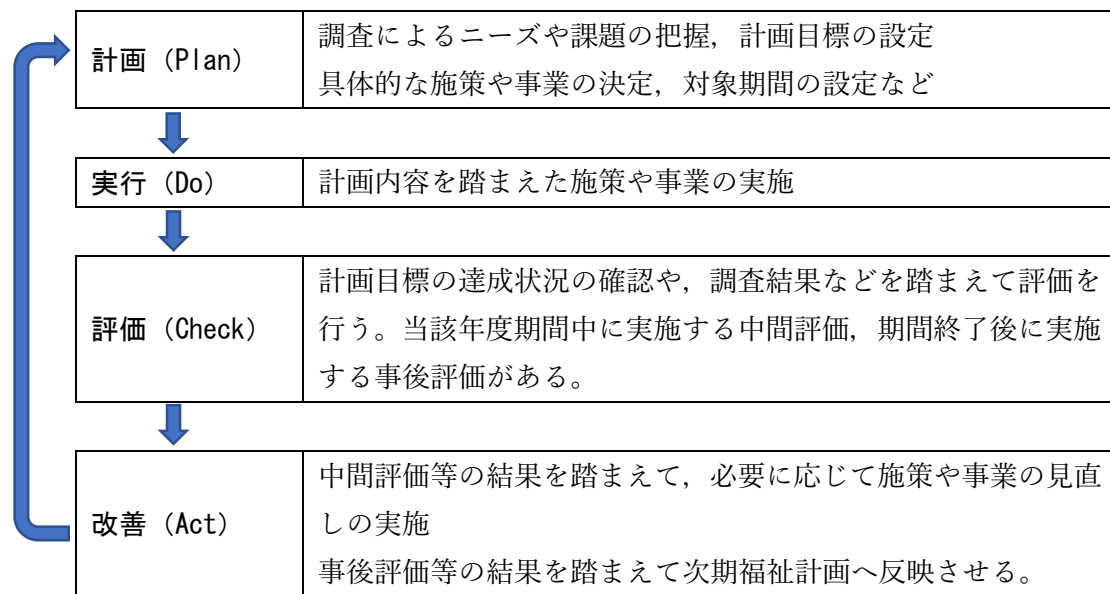


図3 PDCA サイクルのプロセス (筆者作成)

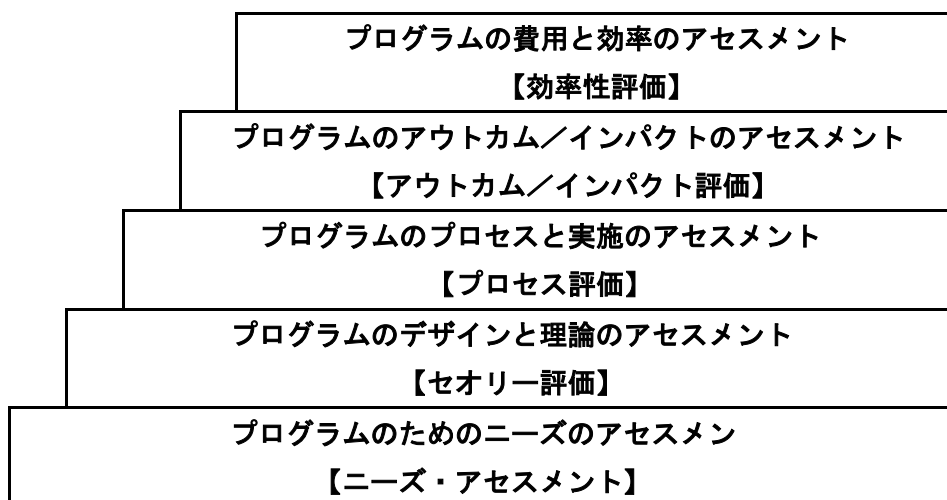


図4 プログラム評価の階層 (evaluation hierarchy) と評価の問い

出典：Rossi ,Lipsey ,Freeman, *Evaluation7th edition*, 2004, p. 81. を参考に筆者作成.

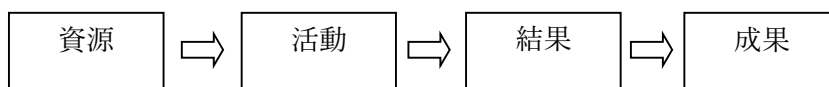


図5 基本的なロジック・モデル
(筆者作成)

表3 評価の基準

資源 (Inputs)	施策や事業を行ううえで必要な資源が整っているかを評価する。 人的資源：施策や事業に要する人員（職員・地域住民等）など 物的資源：設備，資金，制度など
活動 (Activities)	計画で示された各種施策や活動が，それを必要とする人や団体に適切に提供されているかを評価する。 提供された内容や供給量，実施次期，連携体制など
結果 (Outputs)	施策や事業を通じて獲得されたことを評価する。 人数，時間，回数等の数値で表せるもの
成果 (Outcomes)	「活動 (Activities)」や「結果(Output)」を通じてもたらされた成果や効果を評価する。 参加者の行動，意識や知識，技能等の変化など

表 4 地域福祉計画の概要

	市町村地域福祉計画	都道府県地域福祉支援計画
計画に盛り込む事項	<p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に掲げる事業を実施する場合）</p>	<p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>⑤市町村による包括的な支援体制の整備の実施の支援に関する事項</p>
住民等の意見の反映	<p>地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする</p>	<p>地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p>
調査、分析、評価、計画の変更	<p>市町村は、定期的に、調査、分析および評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。</p>	<p>都道府県は、定期的に、調査、分析および評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。</p>

表 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 全庁的な体制整備
- その他

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第1号に規定する事業〕
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第2号に規定する事業〕
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法第106条の3第1項第3号に規定する事業〕

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 地域住民、サービス利用者の自立
- 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- 住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進
- 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

全国社会福祉協議会（2019）『地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック』, 37 ページ。

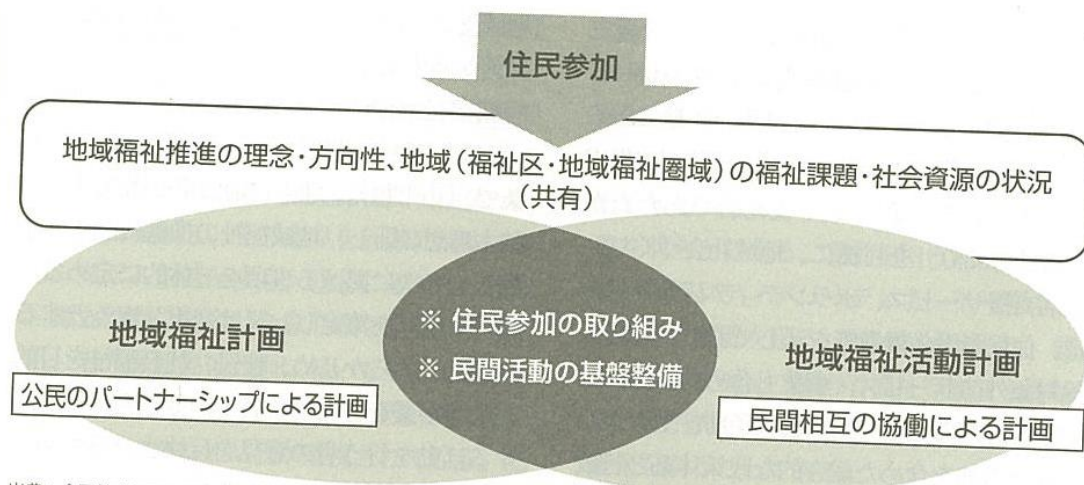


図 6 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

出典：全国社会福祉協議会（2003）「地域福祉活動計画策定指針」10 ページ。

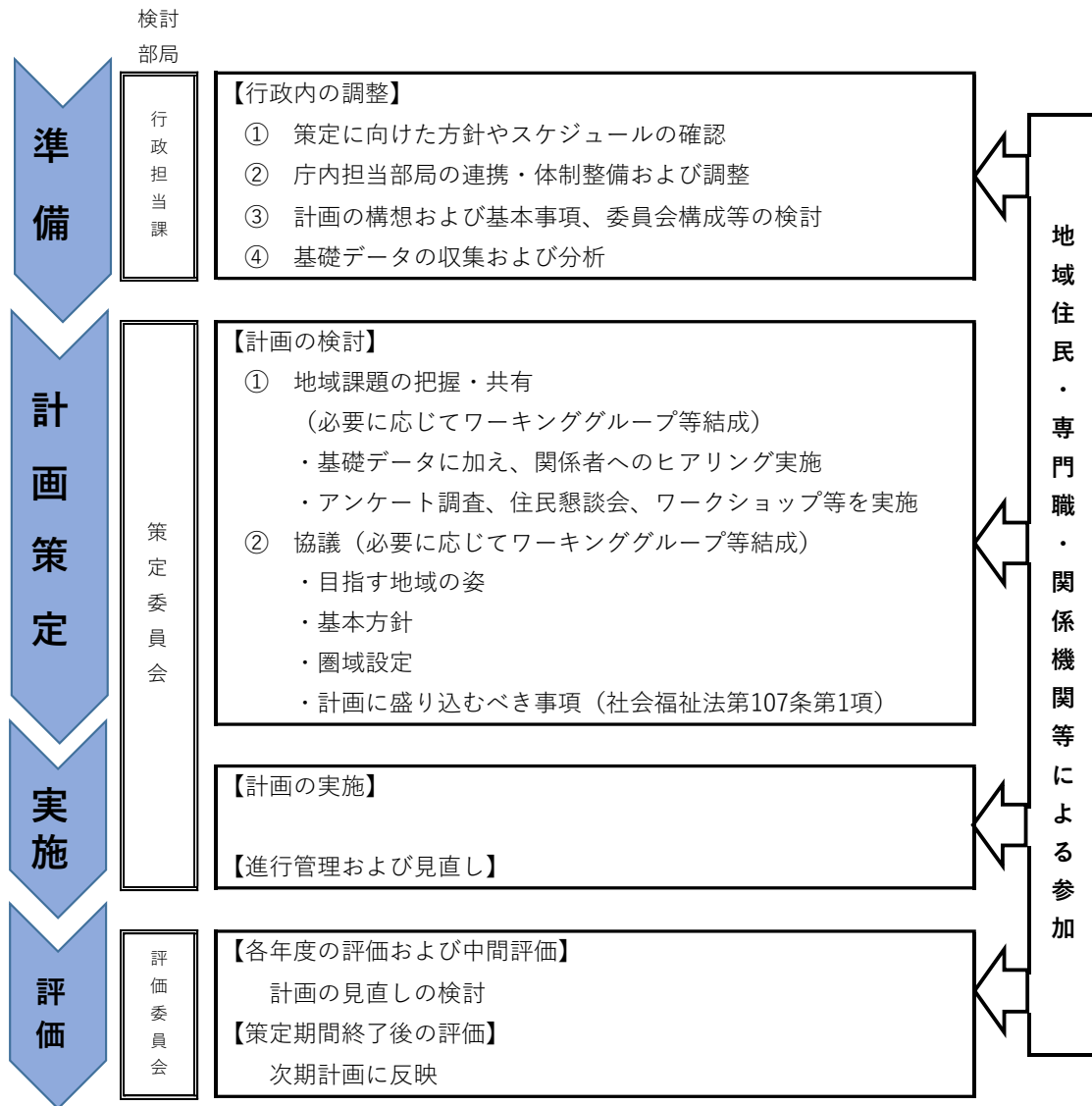


図7 地域福祉計画策定のプロセス

表 6 計画策定において活用する主な統計データ

区 分	主な統計データ
人口と世帯数の状況	総人口と世帯数等の推移
	家族類型の推移
	将来人口の動態
高齢者の状況	高齢者人口と高齢化率の推移
	高齢者のいる世帯の状況
	介護保険の要介護・要支援認定者数の推移
子どもの状況	出生数と出生率の推移
	就学前児童数の推移
障害者の状況	障害者手帳の所有者数
外国人の状況	外国人の人数
民生委員・児童委員の状況	人数、年齢構成、担当世帯数など
生活保護の状況	受給世帯数、実人員および推移
社会問題の状況	虐待通報件数および推移（高齢者・児童・障害者）
	DV（ドメスティック・バイオレンス）の発生件数および推移
	自殺の発生数および推移
地縁団体の状況	自治会数、加入者数・加入率および推移
	老人クラブ数、加入者数・加入率および推移
	子ども会数、加入者数・加入率および推移
活動団体の状況	自主防災組織数・結成率
	ボランティア活動者数、団体数、活動内容および推移